

## 建設工事請負契約書作成上の留意点

珠 洲 市

○「工事名」及び「工事場所」について

設計図書等に記載されている工事名及び工事場所を、誤字脱字等に注意して記入してください。

○「工期」について

着工日は、契約締結の日から7日以内の希望日を記入してください。

完成日は、設計図書等に記載してある完成期日を記入してください。

○「請負代金額」について

記載方法は次のとおりです。

4. 請負代金額 ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 — (※入札額に消費税を含んだ金額を記載してください。)

〔 うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 ¥ 〇〇〇, 〇〇〇 — (消費税額を記載してください。) 〕

○「請負代金の支払」について

記載方法は次のとおりです。

① 請負金額が **200万円未満**の工事 (前金払及び中間前金払の対象外)

5. 請負代金の支払

前払金額 ¥ \_\_\_\_\_ 以内

中間前払金額 ¥ \_\_\_\_\_ 以内

部分払回数 ○ 回以内

【※部分払回数】

契約金額 100万円以上 500万円未満の場合 1回

契約金額 500万円以上 1,000万円未満の場合 2回

契約金額 1,000万円以上 2,000万円以下の場合 3回

契約金額 2,000万円を超える場合 市長が定める回数

② 請負金額が **200万円以上**の工事 (前金払及び中間前金払の対象)

※中間前金払か部分払のどちらかを選択してください。

(1) 中間前金払を選択した場合

5. 請負代金の支払

前払金額 ¥ 〇〇〇, 〇〇〇 — 以内 (請負金額の40%以内で、10万未満切捨て)

中間前払金額 ¥ 〇〇〇, 〇〇〇 — 以内 (請負金額の20%以内で、10万円未満切捨て)

部分払回数 — 回以内

(2) 部分払を選択した場合

5. 請負代金の支払

前払金額            ¥    〇〇〇, 〇〇〇－    以内 (請負金額の40%以内で、10万未満切捨て)  
中間前払金額      ¥                            以内  
部分払回数                            〇 回以内

- 注1) 前払金額、中間前払金額、部分払回数は、請求の有無に関わらず、記載が必要となります。  
注2) 200万円以上の工事は、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書(規則様式第1号)」を契約時に提出してください。  
注3) 平成30年4月から、前払金の適用範囲が変更されています。詳しくは珠洲市ホームページをご確認ください。

○「契約保証金額」について

契約金額が、500万円未満又は、契約保証が履行ボンド、履行保険の場合は『免除』と記載し、現金、東日本保証会社、銀行等の保証の場合は、当該『保証金額』を記載してください。

契約保証金額は、契約金額の100分の10以上の金額。

※現金や小切手による納付を希望される場合は、事前に総務課管財係までご連絡ください。

○「分別解体等の方法等」について

建設リサイクル法対象工事は、別紙を添付してください。

対象外であれば、下記のとおり記載し、押印してください。

~~7. 分別解体等の方法等~~

第7項削除 ㊟

※建設リサイクル法対象工事の確認は、工事担当者までご連絡ください。

○「契約日」について

契約書の提出期限は、落札決定の日から5日以内(休日を除く。)です。

<例> 木曜日に落札決定 → 翌週の水曜日(祝祭日がない場合)

○契約書の綴り順について

契約書表紙 → 分別解体等の方法に係る別紙(対象の場合) → 契約約款

問合せ先

珠洲市役所総務課管財係

TEL 0768-82-7761